

偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳被害に対する補償について

当組合はキャッシュカードを偽造または盗取され、あるいは通帳を盗取され、預金を不正に払戻しされた個人のお客様に対し、被害補償を行います。

これらの不正な預金の払戻しについて、次の1～3の全てに該当する場合に、お客様は当組合に対し補償を請求できます。

1. 偽造・盗難に気づいてから、すみやかに当組合へ通知が行われていること
2. 当組合の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること
3. 警察に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを当組合に対し示していること

お客様に過失がある場合、補償額は4分の3となります。また、お客様に重大な過失があった場合は、補償はされません。

不正な預金の払戻しが、お客様の配偶者、二親等内の家族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人によって行われた場合、あるいは、当組合に対してお客様が被害状況の重要な事項について偽りの説明を行った場合は、補償の対象となりません。

詳しくはお問合せ窓口までご連絡ください。

【お問合せ窓口】

東京都職員信用組合 預金課
03-3349-1403

